

野火・林野火災

にご注意下さい！



春先は空気が乾燥しやすく、枯れ葉、枯れ草が多いため、野火や林野火災が発生しやすくなっています。県内でも多数発生しています。十分注意しましょう！



野火や林野火災は、消火水の確保や機械の搬入が難しい所で発生することが多いため、いったん発生すると消火が困難になります

- ① 枯れ葉、枯れ草のある場所での火の使用は控えましょう
- ② タバコの投げ捨てはやめましょう
- ③ 火を使用した時は完全に消火しましょう
- ④ 火を使用する際は水や消火器を用意しましょう
- ⑤ 乾燥注意報や強風注意報が出ている時は火の使用は控えましょう



安全・安心
街づくり



清水駐在所
肘折駐在所

あなたにしかできない
仕事があるの



山形県警察 採用
YAMAGATA POLICE 令和6年度

山形県警察官採用試験が変わります

令和6年度の山形県警察官採用試験について次のとおり変更を予定しています。

なお、現時点の予定であり、**変更される場合がありますので、令和6年4月に配布される受験案内で必ずご確認ください。**

変更内容（予定）

1 試験内容の見直し（警察官A・B）

- ① 体力検査を第2次試験で実施します。
- ② 20メートルシャトルランの種目を廃止します。

<令和5年度>

第1次試験日		第2次試験日					
		1回目			2回目		
教養試験	体力検査1	身体測定 身体検査	適性検査	体力検査2 (20mシャトルラン)	作文試験	集団討論 (警察官Aのみ)	個別面接

※体力検査1の種目は反復横とび、握力、上体起こし、立ち幅とび、関節運動等です。



<令和6年度(予定)>

第1次試験日		第2次試験日				
		1回目			2回目	
教養試験	作文試験	身体測定 身体検査	適性検査	体力検査	集団討論 (警察官Aのみ)	個別面接

※作文試験は第2次試験の種目ですが、第1次試験で実施し、第1次試験の合格者のみ採点対象となります。
 ※体力検査の種目は反復横とび、握力、上体起こし、立ち幅とび、関節運動等です。
 ※20メートルシャトルランの種目はなくなります。

2 試験会場（東京）の新設（警察官Aのみ）

警察官A（大学卒業、大学卒業見込みの方が対象）の第1次試験が東京都で受験できるようになります。

試験日程（予定）

試験名	受験資格	受験案内 配布開始日	第1次試験	第2次試験
警察官A	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業見込みの方(人事委員会が同等と認める者を含む。)	4月16日(火)	7月14日(日)	8月上旬～下旬
警察官B	平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、警察官Aの受験資格に該当しない方。	4月16日(火)	9月22日(日)	10月中旬～11月上旬
大学卒業程度 (警察行政)	①昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方。 ②平成15年4月2日以降に生まれた方で、大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業見込みの方。 (人事委員会が同等と認める者を含む。)	4月26日(金)	6月16日(日)	7月上旬～下旬
高校卒業程度 (警察行政)	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方。 ただし、大学(短期大学を除く。)を卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者(人事委員会が同等と認める者を含む。)は受験できません。	8月2日(金)	9月29日(日)	10月上旬～下旬

(お問い合わせ先)

山形県警察本部警務課Tel023-625-0871



the most beautiful
villages
in japan

「日本で最も美しい村」大蔵村

プランターオーナーを募集します!

大蔵村を花でいっぱい

「日本で最も美しい村」連合に加盟している大蔵村。「美しくしようとする人々が住んでいる村」というスローガンを掲げ、村と住民との協働のまちづくりを目指しています。村民みんなで大蔵村を花で飾り、美しい村にしましょう! この活動にあたり、花の苗やプランターなどを村で準備し、各地区や企業、団体等にお配りします。本活動の趣旨にご賛同いただき、みなさんのご協力をお願いします。

- ◆ 配布物 ・プランター ・花の土、
・花の苗（詳しくは申込書をご覧ください。）
- ◆ 申込期限 令和6年5月10日（金）
申込書を記入のうえ役場産業振興課へ提出願います。
- ◆ 募集团体 地区、企業、団体等（任意の団体で構いません。隣近所の集合でも大丈夫です。）役場に花苗を取りに来ていただける方。
水やりや手入れなどは、責任を持って行ってください。
- ◆ 受渡し日 6月上旬の予定です。
- ◆ 予算の都合上、申込多数の場合は調整させていただきます。あらかじめご了承ください。
- ◆ プランターを置く場所、花を植える場所につきましては、役場で指定しませんが、土地所有者の了解を得て行ってください。
できるだけ、たくさんの方の目に触れる場所をお願いします。
- ◆ お問い合わせ先 大蔵村役場産業振興課商工観光係

電話 75-2111

令和6年度プランターオーナー募集事業申込書

組織名 : _____

代表者名 : _____

代表者連絡先 : _____

プランター設置、花植え場所 : _____

品目	規格	単価	申込数	金額	
プランター	650m/L	300			合計 8,000円 が上限
花の土	40ℓ	1,500			
ベゴニア苗	1本	100			
マリーゴールド苗	1本	100			
メランポジウム苗	1本	100			
ペチュニア苗	1本	100			
ニチニチソウ苗	1本	100			
合計					

※花の土(40ℓ)1個でプランター約2~3個に利用できます。

この機会に資格を取得しよう！



大蔵村では、就職や仕事に役立つ資格又は免許の取得を支援するため、

経費の半分（上限10万円）を補助する「資格取得支援事業」を実施します。

対象者：大蔵村に住所を有し、今後も引き続き村内に居住する意志のある満65歳までの方
※国家公務員または地方公務員以外の者

対象資格：国家資格及び国家検定ほか、村長が認めたもの
詳しくは、役場産業振興課までお問い合わせください。
（ただし、自動車運転者のうち、普通自動車免許、自動二輪車免許、及び原動機付自転車免許を除く）
令和6年4月1日～令和7年3月31日に資格・免許を取得した方が対象

対象経費：受講料（教材費を含む）、受験料、資格の登録料

補助額：上記対象経費の2分の1（上限10万円）

手続き：下記の書類と申請者の印鑑を持参し、役場産業振興課で手続きしてください。ご不明な点がございましたら申請前にお問合せください。
①受験に要した経費を明らかにする書類（領収書等の写し）
②資格・免許を取得したことを証明する書類（合格通知書や免許証等）
③村の納税証明書（納税状況について閲覧に同意した場合は不要）
④学生証の写し（学生の場合）

問合せ：役場産業振興課 商工観光係（Tel 75-2105）
詳しくは、大蔵村ホームページをご覧ください。



大蔵村の結婚支援事業のお知らせ

①やまがたハッピーサポートセンター登録支援補助金

大蔵村では、結婚を望む方々に対する出会いの機会拡大のため、やまがたハッピーサポートセンターへの会員登録費用の一部を補助します。

【対象者】本村に住所を有し、現に婚姻をしていない方で、令和6年4月1日以降に会員登録を行った方

【補助金額】上限 10,000 円（100%補助）

※やまがたハッピーサポートセンターとは・・・

少子化等に伴う人口減少に歯止めをかけるため、山形県・県内全市町村・商工団体等が共同して、出会いや結婚を希望する方々を応援するために設置した公的な機関です。

②結婚新生活支援事業補助金

大蔵村では、新婚生活を開始する際の経済的な負担を軽減し、結婚しやすい環境づくりのため、新婚世帯の住居費や引越費用の一部を補助します。

【対象者】令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を受理された夫婦で、次の要件を満たす方

- ①住居が村内にあり、当該住居の住所で住民登録がなされていること。
- ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ③夫婦の所得が500万円未満であること。（結婚を機に離職した場合や貸与型奨学金を現在返済している場合は別の方法で所得を算出します。）
- ④村税等の滞納がないこと。
- ⑤生活保護法の規定による住宅扶助を受けていないこと。
- ⑥他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑦夫婦または世帯構成員が暴力団員等でないこと。

【対象経費】新居の取得費（リフォーム等）
や家賃、引越費用

【補助金額】29歳以下の世帯：1世帯当たり60万円上限
39歳以下の世帯：1世帯当たり30万円上限
（夫婦いずれかの高いほうの年齢）



◎詳しくは下記までお気軽にお問い合わせください。

申請先及び問合せ先

大蔵村役場総務課政策推進係 75-2111（内線 214）

除雪機購入の 補助制度について



大蔵村では除排雪の負担軽減と地域の自助と共助推進のため、
除雪機の購入に際して、補助金を交付します。

①家庭用除雪機

対象者：大蔵村に住所を有する個人で、村税等の滞納がない者

対象除雪機：①新品の自走式小型除雪機

②農耕用機械に装着する新品の除雪用アタッチメント

※個人間の売買により取得した除雪機は対象となりません。

補助金額：購入経費の4分の1（10万円を限度とします。）

②地区自治会用除雪機

対象者：地区自治会（地区代表が申請してください。）

対象除雪機：新品の自走式小型除雪機

※村道、私道、公共施設、要援護者の住宅などを地区住民が
共同して除雪することを目的としたものに限りです。

補助金額：購入経費の2分の1（50万円を限度とします。）

◎申請について

申請される方は、購入する前に総務課政策推進係まで申請してください。

（申請書は大蔵村公式ホームページからもダウンロードできます。）

なお、申請には申請書の他に次の書類が必要になります。

1. 見積書又は契約書の写し
2. カタログ等の写し

※予算の範囲内での補助金交付となります。予算がなくなり次第終了となる場合がありますので、ご了承ください。

○申請及び問合せ先

大蔵村役場総務課政策推進係 75-2111（内線 214）

地域活性化推進事業の募集について

大蔵村では、個性と活力に満ちた地域づくりのために、各団体が主体となって行う事業に対し補助を行う制度があります。令和6年度に次の事業実施をお考えの団体等は、ぜひご相談ください。

1 対象事業及び補助金額

対象事業	事業内容(例)	補助金額
① 美しい村づくり事業	緑化活動、遊歩道・展望スポットの整備活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度
② 地域の特色を生かした地域づくり及び交流事業	地区の祭り備品等の整備、農業体験受入事業等(継続的に行う事業)	
③ 子育て環境づくり事業	子育てサークル活動、一時託児サークル活動	
④ 6次産業の推進と農産物加工の推進事業	加工・直売施設の整備、特産品開発研修活動	対象事業費の8割以内 10万円を限度(施設の新設又は改修を伴う事業については100万円を限度)
⑤ 地産地消による「食」の魅力向上事業	郷土食・伝統食伝承活動、地元食材による創作料理開発活動	
⑥ その他村長が特に必要と認めるもの		対象事業費の8割以内 10万円を限度

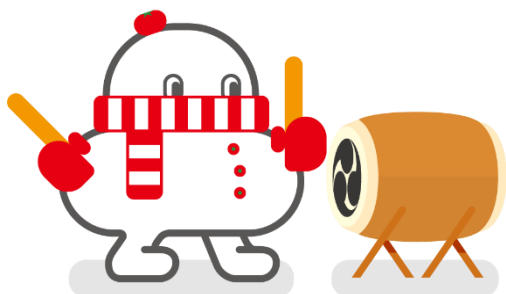
※ 飲食費、維持管理経費等は除く。他の補助事業と重複する事業は、対象外

2 補助対象者 事業実施団体の代表者

3 申込期限 令和6年5月31日(金)まで

※申し込み多数の場合は調整をさせていただきます。

予算枠に達しなければその後も随時受け付けます。



○申請及び問合せ先
大蔵村役場総務課政策推進係
75-2111 (内線 214)

※裏面もご覧ください

肘折ゆけむりライン 肘折温泉-新庄線

朝市期間中は、始発が温泉川向発となります

◎路線変更する便

肘折温泉発 6:40 の便（平日運行）

◎変更開始日

令和6年4月22日（月）～

※変更終了日（11月頃）については、またお知らせします。

◎変更停留所

《変更前》

肘折温泉待合所 ⇒ 第二停留所 ⇒ 第一停留所 ⇒ 温泉口 ⇒ 牧場前

《変更後》

温泉川向 ⇒ 温泉中 ⇒ 肘折いでゆ館前 ⇒ 牧場前

問い合わせ先

(株)新庄輸送サービス

28-2020

大蔵村総務課政策推進係

75-2111（内214）